

岩見沢地区における急性期病院のあり方検討支援業務仕様書

1 業務名

岩見沢地区における急性期病院のあり方検討支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、岩見沢市内や南空知医療圏における医療提供体制の現況や課題、今後の医療需要と強化が必要となる医療機能を適切に把握できる情報を整理し、新岩見沢市立総合病院建設基本計画策定に係る必要なデータの収集・分析・資料作成を行う。

加えて、地域医療構想の実現に向け、岩見沢地区・南空知医療圏の人口減少下における急性期機能の維持・強化を図るための検討・調整・協議等に対して必要な支援を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和2年12月31日までとする。

4 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び適用基準等を遵守し実施すること。
- (2) 受託者は、医療行政、病院整備及び運営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、自社の社員の中から、本業務に関する責任者となる統括責任者及び本業務の実務を主となって担当する主任担当者を選任し、委託者に報告すること。
- (3) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と委託者は、岩見沢市立総合病院内又はWEB会議システム（当市推奨：Cisco Webex）を活用し、毎週1回程度打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録の上、議事録（検討内容、依頼事項、未決事項などを記録したもの）として提出すること。
- (4) 本業務について必要な資料については、委託者の担当職員と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損又は滅失しないよう扱い、本業務の履行期間終了までに返却しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の進捗に関して、委託者に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 委託業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者に再委託承認願を提出し、委託者の承認を得ること。
- (7) 業務の遂行に当たっては、受託者は、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務により知り得た内容等について、秘密を守り、第三者にその情報を漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (8) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

5 業務の内容

岩見沢市立総合病院及び独立行政法人労働者健康安全機構北海道中央労災病院（以下「労災病院」、2病院を合わせて「両病院」という。）の再編統合、ダウンサイジング、機能転換（以下「再編統合等」という。）に向けた検討・調整・会議開催等に対して必要な支援を行う。

受託者は、新岩見沢市立総合病院建設基本構想（令和2年4月）の内容を踏まえ、また、岩見沢市立総合病院新改革プラン（平成29年3月）、北海道地域医療構想（平成28年12月）及び南空知地域医療構想（平成28年5月）との整合についても十分考慮し、以下の業務を行うこと。

なお、各業務の遂行方法等は、企画提案した上で委託者との協議に基づき実施することとする。

（1）データ分析及び課題の整理

再編統合等の協議に向けた両病院の現況分析（各部門のスタッフ、保有資産、医療体制、患者の受療動向、経営状況等）に必要なデータ収集、及び両病院の強み・弱み（SWOT）の分析、課題の抽出・整理等の支援を行う。

- （ア）収集すべきデータの内容及び収集方法については、委託者と協議の上決定すること。
- （イ）使用するデータについては、データの提供元や提供までに必要な期間等を考慮し、収集可能なものとする。
- （ウ）取り扱うデータの匿名化処理等が必要な場合は、受託者が行うこと。
- （エ）病床機能報告など、委託者及び労災病院からのデータ提供が必要となる場合、両病院への依頼等を遅滞なく行うこと。

（2）両病院の再編統合等に向けた検討・協議支援

両病院の間で開催予定の会議にあたり、以下の支援を行う。

- （ア）収集・分析したデータ及び整理した課題等を、会議で提示・使用するための資料としてまとめること。
- （イ）会議に出席し、作成した資料の説明及び議事録の作成を行うこと。なお、会議の日程調整及び会場確保等は委託者が行う。会議は全5回程度の開催を予定している。
- （ウ）会議により資料の修正が必要とされた場合は、その内容につき必要な修正を行うこと。

（3）再編統合等パターン及び将来収支概算シミュレーションの作成

2025年の南空知医療圏における必要病床数を見据え、両病院が果たすべき役割を考慮して、委託者と協議の上「再編統合等パターン」と「将来収支概算シミュレーション」を作成すること。

なお、作成にあたっては、内容を検討する際に分かりやすく、かつ有用な資料となるよう必要な工夫を行うこと。

（4）今後のあり方検討報告書の作成

（1）～（3）の分析・議論を踏まえ、両病院が地域医療構想に沿った形で今後地域において求められる機能、役割を担うために実施する再編統合等の具体的な方向性を示す「今後のあり方検討報告書」を作成すること。

6 実施計画書

受託者は、本業務の契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、委託者と協議を行った上で業務を実施するものとする。実施計画書には業務の実施方法、業務工程表、従事者の氏名を記載すること。

7 成果品の提出

（1）受託者は、本業務に関する成果品を委託期間内に委託者に提出するものとする。

- ① 今後のあり方検討報告書（A4版カラー印刷）本編及び概要版 各2部

- ② 議事録及び調査・分析データ資料 1部
 - ③ 上記①②及び提案書に記載した提供データを保存した電子媒体（CD-R等） 2部
 - ④ その他委託者が求める資料
- (2) 成果品については、その全部又は一部を広く地域住民等に公表する予定のため、平易な表現で、図表化するなど視覚的にわかりやすいものとする。
- (3) 履行期間途中においても、受託者がこれに承諾した場合は、委託者は成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

8 その他

- (1) 本業務の着手及び進行に当たっては、委託者と十分に連絡調整の上、実施すること。
- (2) 本業務に係る文書や資料等は、原則として、Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint で作成すること。
- (3) 市の各種計画との整合性を図ること。
- ①第6期岩見沢市総合計画（平成30年3月）
 - ②岩見沢市強靱化計画（令和元年5月）
 - ③岩見沢市公共施設再編基本計画（平成31年3月）
 - ④地域防災計画（平成28年3月）
 - ⑤都市計画マスタープラン（平成29年3月改訂）
 - ⑥その他委託者が指示する計画
- (4) 本業務で作成した資料及び成果品は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく、公表、貸与又は複製してはならない。
- (5) 本業務に必要な書籍等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。
- (6) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。

9 契約担当部局

〒068-8555 北海道岩見沢市9条西7丁目2番地
岩見沢市立総合病院 事務部新病院建設準備室
電話 0126-22-1650（内線1262又は1270）
FAX 0126-25-0886
Eメールアドレス h-jyunbi@i-hamanasu.jp